

@札幌市の一部部署が”リコーのコピー機を、大丸藤井を通じて詐欺リースで借りている、期間が過ぎてから購入している事実を、札幌市から文書で伝えられました” 追求点を列記します

平成27年10月29日

衆議院決算行政監視委員会 行政に関する苦情係、岩本担当

TEL 03-3581-5111

FAX 03-3581-7731

河戸光彦会計検査院院長 広報井口担当

TEL 03-3581-3251

FAX 03-3593-2530

秋元札幌市長市長秘書課、行政情報課

TEL 011-211-2132

FAX 011-218-5166

大丸藤井(株)社長 公共事業部 (電話を遣したのは藤田営業職)

TEL 011-860-8830

FAX 011-860-5112

西川克行札幌高検検事長

FAX 011-222-7357

詐欺リースもしのぎとしている法曹権力の犯罪事実抹殺国家機関、検事、裁判官が弁護士に転じて、この犯罪金融事業もしのぎとしているとの理由にもよる

電話機詐欺リース被害者の一人、ファイナンスリース詐欺被害の実態を、故に証明出来ました

〒007-0862 札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) エッチエイハウスリメイク 山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

1、札幌市役所行政情報課から「リコーのコピー機をファイナンスリースで借りている一部部署は、営業所が大丸藤井で”市長秘書課、事業廃棄物課””行政情報課はファイナンスリース期間満了後、購入した”と文書で知らされました」

2、大丸藤井と行政情報課に「次の事項を正しく理解し、答えを求めます」

- (1) 大丸藤井が”本件リース物品を資産登録しており、正しく減価償却、固定資産税支払いを行っている証明書を市に出さない、市が取り付けていない理由を答えて下さい、脱税が疑われるし、所持証明の無い物品への税金投入は詐欺ですから。

- (2) 大丸藤井が” ファイナンスリース？期間満了後、所持証明写しも市に交付しないのに、物品を引き渡せている根拠”を、大丸藤井、札幌市は答えて下さい。
- (3) 行政情報課は「どう言う合理的根拠を持ち” ファイナンスリース期間満了後に、この機器を購入するとなったのでしょうか、初めから購入すれば、利息も購入費用も不要で、節税出来ましたよね” 答えて下さい」
- (4) この購入に際して「大丸藤井が” 正しくリース物品所有者である証拠の” 資産登録を抹消した証明書写し、資産台帳写しの交付を市に行っていないようです” これでは合法的な売却とはなりません、これで正しく売却が完了するとの根拠を答えて下さい」

2、大丸藤井も「民間相手のファイナンスリース事業展開を行っているようですが” ファイナンスリースは、信販会社が金銭賃貸借契約書から無しで、物品購入費用を闇融資している、犯罪金融事業です” 当社も電話機リース詐欺の被害を3回受け、この事実を理解し、犯罪事実を立証してあります、別紙をご覧頂、考えて下さい」

- (1) 当社が取ったファイナンスリース見積もりに” 融資先は信販会社各社と列記されています” 購入費用を信販会社が金銭賃貸借契約書無しで融資した、事としている証拠の一部です。
- (2) 当方が過去に、電話機リース詐欺被害を受け、気付いて種々詐欺証明を取ってある、詐欺資金犯罪裁判で強制回収事実証拠の先の” 詐欺信販会社オリックスが、この詐欺を支援に走っている金融公庫火災保険事業と結託して、悪行を重ねた証拠の文書一部です” NTT正規代理店から、この詐欺電話機の定価、値引き後の金額を取って有ります、定価で46万円、正規販売店によると、実際の購入費は客前単価で20万円と少し、販売店は10万円台、と答えている物品です、オリックスは販売店から、一切証拠は無しだが90万円少しで購入した” と強弁しているが、それでは特別背任罪となりますし、資産登録、固定資産税納付無しとも自分で立証しています” 大丸藤井も、これら詐欺金融業者と取引している訳です。

3、まずはこれらに答えを出すよう求めます「この犯罪金融事業は、国税、法曹三者、経済産業省他行政機関、政治、マスコミが結託して、長年こんな犯罪金融事業を認め、訪問販売詐欺による詐欺被害者を生み出させ、犯罪利得を山分けし続けて来ている、国家犯罪の一旦なのです” 当方と同様の訪問販売詐欺リース被害者は、詐欺と気付き、支払いを止めて、信販会社弁護士、裁判官が共謀し、一切合法根拠は無し、不要だとの判決で、期間全て分の金を払え、と決まって判決を下され、預金を闇で盗まれているので” この解説を理解するのです」大丸藤井

等ファイナンスリース事業者の顧客にも、大勢訪問販売詐欺リース被害者、最後は司法犯罪で詐欺資金を強奪された国家詐欺被害者が居ますから。

4、大丸藤井が望むなら「法曹権力、会計検査院、国の行政機関、国税犯罪であるこの問題で、少しでも逃げ道が増えるよう、公認会計士、税理士、弁護士では役立ちません、当方が手を貸しますよ”脱税、税金も含めた詐欺、産業廃棄物処理法違反、犯罪金融業等が立証されています”逃げ道は無いのですから」

札幌市行政部、渡邊寛也部長から”市が大丸藤井からファイナンスリース？
で借りている事になっているコピー機等は、貸主が所持、固定資産税納付証
明等提出を一切不要とし、借りた、返した、中古購入した”で処理している、
と公文書が出ました

平成27年11月8日

衆議院決算行政監視委員会 行政に関する苦情係、岩本担当

FAX03-3581-7731

河戸光彦会計検査院院長 広報井口担当

FAX03-3593-2530

麻生財務、金融大臣 大臣官房政策金融課、川邊担当

FAX03-5251-2217

総務省固定資産税課 高岸担当

FAX03-5253-5676

経済産業省商取引信用課 石黒、松井担当

FAX03-3501-6198

寺田逸郎最高裁長官

FAX03-3264-5691

千代田区役所小野、太田主事 霞ヶ関官民償却資産脱税担当区役所

FAX03-3239-8605

FAX011-232-1793 知事秘書室、財政、契約、調達、産廃他

FAX011-218-5171 札幌市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX011-211-3088 法人、事業税担当岡田課長、償却資産担
当

FAX0134-32-5032 小樽市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX0126-23-9977 岩見沢市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX0155-23-0154 帯広市詐欺リース、脱税共犯部署


FAX011-381-1070 江別市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX0138-21-3510 函館市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX0154-25-9505 釧路市詐欺リース、脱税共犯部署

FAX0166-26-1323 旭川市詐欺、脱税リース共犯部署

〒007-0862 札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) エッチエイハウスリメイク 山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

1、札幌市役所行政部から「市が詐欺リース、実際は犯罪金融事業に相乗りし、コピー機も借りて？居る、大丸藤井が所持証明も持っていない機器だが”大丸藤井辺りが所有者だろう、一切証明資料から無いが、だけで”借りた、としている市長秘書課、事業廃棄物課、行政部リコーコピー機の所持、固定資産税納付証明書取り付け問題追求に公文書回答が出ました」

2、市長秘書課も含めた答えは「大丸藤井から”借りた筈の機器に付いて、一切所持証明、固定資産税納付証明から取っていないが、正しいファイナンスリース、と、法の根拠一切無しで答えています”」「返却に際しても、大丸藤井が所有権者との証拠書類取り付けも、一切行わず持ち帰らせている」との”税金を用いているが、詐欺、窃盗、脱税、産廃処理法違反の共犯者”と認めて恥じない答えを出しています。

3、行政部が”詐欺リース？契約満了後、大丸藤井他誰も所有権も証明していないコピー機”を”市が購入したと言うから購入は完了である”と公文書回答して来ています。

4、直接的には「国税、そして市の詐欺リース契約担当、法人、事業税担当、地方自治体は償却資産担当が”この犯罪金融事業に直接加担している実行犯です”償却資産、詐欺リース貸し出し物品？登録を、ファイナンスリースと言えば、一切帳簿上も資産登録せず通せと命じ、市への償却資産計上、届出不要で固定資産税脱税も公認”ですから」

5、ここまでこの犯罪金融事業事実を立証したので”もう帳簿、決算書、償却資産登録、届出全て偽造、虚偽とばれたし、合法的な帳簿、決算書、償却資産作成、提出は、国家権力がこの犯罪を行え、と命じているのですべきで無かった”し、脱税を国家権力が直接公認、加担しているのだから、合法的な納税もするべきでは無かった、これ等を正しく立証し、知ったし、当然”国家権力が指揮しての行為故、この通りの帳簿、決算書、償却資産処理？を踏襲するべき、とも知る事が出来ました。

ファクシミリ送信票

送信日 Date 平成27年10月28日	送信枚数 (本票を含まない) Number of Pages A4・A3・B5・B4 [0枚] ※本票のみ
-------------------------	--

送信先 Receiver 山本 弘明 様	FAX 011-784-5504
-------------------------	------------------

送信元 Sender 札幌市総務局行政部行政情報課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 Tel (011) 211-2132 FAX (011) 218-5166	【担当 中山】
--	---------

表題 Subject

日ごろより、本市行政について御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成27年10月27日に電話でお問い合わせのあった件につきまして、以下のとおり回答いたします。よろしくお願いいたします。

【各課のコピー機・複合機のメーカー名等】

所管課	市長政策室秘書部 秘書課	総務局行政部 行政情報課	環境局環境事業部 事業廃棄物課
メーカー名	株式会社リコー	株式会社リコー	株式会社リコー
型番	MPC4503SPF	MPO4000SPF	MP3353SPF
製造機番	3C68-631084	3B50-614158	3C94-810928
リース会社	大丸藤井株式会社	※	大丸藤井株式会社
契約期間	H27.7.1~H32.9.30	※	H26.4.1~H31.3.31

※総) 行政情報課分については、下記の契約期間満了後に購入し、当課の備品として管理しております。

リース会社：大丸藤井株式会社
契約期間：H20.10.1~H24.9.30

TEL 011-818-2111
860-8830
200x
公費番号 011 860-5112

5191-988-1107312 17-16250297 TEL 011-846-1615



札行情第787号

平成27年（2015年）11月6日

山本 弘明 様

札幌市総務局行政部広報広聴主任

札幌市総務局行政部長 渡邊 寛



リース物品に関する照会について（回答）

日頃より、本市行政の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
山本様からありました、10月29日のリース物品に関する照会について、
下記のとおり回答いたします。

記

1 (1)について

個別の物品の納品に際しては、所持証明や納税証明を求めることとはなっておりません。

2 (2)について

物品の購入に際しては、当該物品の納品・検査をもって完了としており、所持証明などは求めておりません。

3 (3)について

当該物品がリース期間満了後も十分使用に耐えられる物品であり、参考見積額が内部通知に定める積算価格限度額を超えないことから、購入したものです。

4 (4)について

当該物品の購入代金を支払い、引渡しを受けておりますので、購入は完了していると考えております。

【担当】

札幌市総務局行政部行政情報課 須田

電話 011-211-2132